

# 競馬法施行規則の一部を改正する省令案の概要

令和 8 年 5 月

農林水産省畜産局

## 1 改正の趣旨

近年の気候変動に伴い、競馬開催における暑熱対策の重要性が高まるとともに、急な雷雨等により競走が実施できないケースが発生するなど、円滑な競走の実施に影響が生じている。また、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）の公益的な役割については、昨今ますます重要な位置づけとなってきている。こうした状況に対応して競馬事業の安定実施を図る観点から、競馬法施行規則（昭和 29 年農林省令第 55 号。以下「規則」という。）について改正を行う。

## 2 改正の概要

- (1) 競馬会は、気候変動等により人又は馬の健康に影響が及ぶおそれがある場合、規則に基づく 1 年間の競走回数の上限を超えない限りにおいて、1 年間の開催日数等の範囲を超えて中央競馬を開催することができることとする。
- (2) 天災地変等により競走を実施することができなくなった場合（急な雷雨等による中止も含む。）、その回数が開催日に予定された 1 日の競走回数の 2 分の 1 未満であっても、実施することができなくなった競走の回数の 1 年間の合計に応じて（12 回までは 1 日。12 の倍数の回数を上回るごとに 1 日追加。）、当該 1 年間の開催日数等の範囲を広げられることとする。  
また、天災地変等により開催の日取りを変更する際の、変更後の開催日に係る制限（次の回の競馬開催の前日まで。地方競馬は、当該条件に加え変更前から 7 日以内である必要。）を廃止する。
- (3) 競馬会は、農林水産大臣の承認を受けて、著しく激甚である災害に係る被災者支援等を行う資金を確保するために、通常の競馬開催とは別に、1 回の開催日数が 1 日の中央競馬を年間 2 回以内で開催できることとする。

## 3 公布・施行期日

7 月上旬（予定）